



2024年10月1日

各 位

A b a l a n c e 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 岡 田 竜 介  
(コード番号：3856 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 : IR・経 営 企 画 室 長 山 崎 伸 彦  
電 話 : 0 3 - 6 8 1 0 - 3 0 2 8 ( 代 表 )

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2024年9月27日に関東財務局に提出いたしました2024年6月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 開示すべき重要な不備

当社は、2024年9月27日に提出しました内部統制報告書に記載した財務報告に係る内部統制に関する事項の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の連結子会社である WWB 株式会社と太陽光発電所の建設工事業者との間の一部の取引において有償支給取引が行われており、収益認識に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第30号）に照らすと売上及び売上原価が誤って計上されていることが判明いたしました。

過去の類似取引を調査した結果、類似取引が存在することが判明したことから、過年度の決算を訂正するとともに、2022年6月期から2023年6月期までの有価証券報告書について、訂正報告書を提出いたしました。

また、当社監査等委員会による調査の結果、当社の社外取締役より以下のような内部統制上の不備が指摘されました。

- (1) WWB 株式会社の事業部において有償支給取引の会計処理にかかる理解が十分ではなかったこと。
- (2) 当該有償支給取引にかかる必要な情報が WWB 株式会社の事業部と当社経理部の間で十分に共有されず、結果的に当社経理部の当該取引に関する理解が十分でなかったため、当社経理部において当該取引が有償支給取引に該当すると判断出来なかった

こと。また、監査法人に対して本件取引に関する重要な情報が網羅的に開示されなかったこと。

(3) 一部の連結決算担当者に業務が集中し、会社の連結決算が機械的に処理されていたことにより、有償支給取引にかかる会計処理が適切に行われなかったこと。

これらの不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いものであり、当社の決算財務報告プロセスにおいて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

## 2. 事業年度末までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、下記の再発防止のための改善措置を実行中ではありますが、十分な改善の期間を確保することが出来なかったことから、事業年度末日までには是正を完了できませんでした。

## 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を講じて、適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

(再発防止策)

(1) 有償支給取引に関する経理通達の策定及びその周知徹底

- ① 有償支給取引に関する経理通達の策定
- ② 有償支給取引にかかる業務プロセスの整備及び運用
- ③ 有償支給取引の会計処理に関する社内研修会の開催

(2) 有償支給取引に関する事業部及び経理部との情報共有化

- ① プロジェクト開発部の開発案件ごとの詳細(部材支給の有無等)のワークフローでの承認等による情報の共有化
- ② プロジェクト開発案件等について検討を行う投資委員会への当社経理部長の出席及び入手した情報の当社経理部内での共有化

(3) 管理部門における人員の拡充及び役割分担の適正化

- ① 良質な人材の確保
- ② 当社経理部及び当社経理部内の職務分担の明確化並びに適正化

## 4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備については、全て連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

## 5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告に与える影響

無限定適正意見であります。

以上